

議 案 第 19 号

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定める。

令和5年8月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

子育て世帯訪問支援事業の利用者の利便性向上を図ることを目的として、マイナンバーの独自利用事務に当該事業を追加するため。

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
39 市長	(略)	39 市長	(略)
		40 市長	子育て世帯訪問支援事業に関する事務であつて規則で定めるもの
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
執行機関	事務	特定個人情報	
(略)		(略)	
40 市長	(略)	40 市長	(略)
		41 市長	子育て世帯訪問支援事業に関する事務であつて規則で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。